

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成17年総社市規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の減免） 第2条 条例第3条の規定により、次に掲げる手数料については、免除する。 （1）略 （2）国又は地方公共団体から請求があったもの（<u>条例別表第2及び第3</u>に掲げる事務を除く。）に係る手数料 （3）～（8）略 2 略</p>	<p>（手数料の減免） 第2条 条例第3条の規定により、次に掲げる手数料については、免除する。 （1）略 （2）国又は地方公共団体から請求があったもの（条例別表第2に掲げる事務を除く。）に係る手数料 （3）～（8）略 2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。